

平成 22 年 3 月 16 日
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要（案）

1 開催日

平成 22 年 3 月 11 日（木） 14 時 00 分～15 時 00 分

2 会 場

青森県庁 4 階 商工労働部第一会議室

3 出席者名

吉原会長、倉田委員、月舘（淳）委員、本間委員、木村委員、佐藤委員、
月舘（敏）委員

経営支援課 4 名

4 議事の概要

（1）議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

（2）議題 2 届出案件について

【イオンモールに係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

年間 60 日とは具体的にいつなのか。このような届出に対してどうだったのか。
年始・年末、お盆のほか、休日等である。これまでもこのような届出に対しては意見は出ていない。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【シンフォニープラザ沼館に係る変更について】

本件について、事務局から資料 3 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

八戸市から駐輪場の台数について、意見が出ているが、自転車で当該店舗を訪れる人は少ない。現状で足りていると思う。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ツタヤ・ワンダーグー弘前店に係る変更について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

自動車の駐車台数より、自転車の方が心配していた。第四駐車場を使ったことがあるが、それほど遠くない。第一、第二駐車場が込んでいる時には、第三、第四に誘導するように、新設の審査の時に言っているはずである。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。